

長浜市商工会からのお知らせ

令和7年3月3日（第85号）



 **長浜市商工会**

TEL：0749-78-2121

FAX：0749-78-1300

情報配信専用e-mail：news@nagahamasci.or.jp

<目次>

- ① 中小企業庁より「支援策チラシ一覧」のご紹介 ～補助金、金融支援、税制優遇、事業承継支援、取引支援、その他支援、相談窓口等～
- ② 事業主・被保険者の皆さまへ「令和7(2025)年度雇用保険料率」のご案内

- ① 中小企業庁より「支援策チラシ一覧」のご紹介 ～補助金、金融支援、税制優遇、事業承継支援、取引支援、その他支援、相談窓口等～

補助金は、国や自治体の政策目標（目指す姿）に合わせて、さまざまな分野で募集されており、事業者の取り組みをサポートするために資金の一部を給付するというものです。それぞれの補助金の「目的・趣旨」を確認し、自分の事業とマッチする補助金を見つけてください。

【主な補助金について】

- ・ **新事業進出補助金** https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/shiniigyo_shinsyutsu.pdf
新規事業への進出により、企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ。既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。
- ・ **事業再構築補助金** <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>
ポストコロナに対応した中小企業等の新分野展開、業態転換、業種転換等の思い切った「事業再構築」の挑戦をサポートします。
- ・ **省力化投資補助金** <https://shoryokuka.smri.go.jp/>
人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入をサポートします。
- ・ **省力化製品の販売業者募集** https://www.chusho.meti.go.jp/pamfile/support/shoryokuka_leaflet_dealer.pdf
中小企業省力化 補助金を活用した省力化製品導入をサポートする「販売事業者」を募集しています。

- **ものづくり補助金** https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_mono.pdf
 ものづくりやサービスの新事業を創出するために、革新的な設備投資やサービスの開発、試作品の開発などをサポートします。
- **IT導入補助金** https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it.pdf
 日々の業務の効率化や自動化のためのITツールの導入をサポートします。
- **小規模事業者持続化補助金**
 小規模事業者が作成した経営計画に基づいて行う販路開拓の取組をサポートします。
 通常枠 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_jizoku.pdf
 創業型 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_jizoku_sougyo.pdf
- **事業承継・M&A補助金** https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_m_and_a.pdf
 中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します。
- **成長加速化補助金** https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/seicho_kasokuka.pdf
 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の皆様へ、大胆な設備投資を支援します。
- **Go-Tech事業** <https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support/go-tech.pdf>
 中小企業が研究機関と連携して行う研究開発を最大3年間支援します。

支援策チラシ一覧は中小企業庁ホームページよりご覧いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html#support-04>

② 事業主・被保険者の皆さまへ「令和7(2025)年度雇用保険料率」のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率についてご案内します。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります）。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です）。

詳細は厚生労働省ホームページよりご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和7年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。